

添付法令資料 3 :

金融サービス活動における公認会計士 (AP) 及び公認会計士事務所 (KAP) の
サービスの利用に関する2023年7月11日付インドネシア共和国金融サービス庁規則

No. 9 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 監査委員会の役割 (第 3 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 監査サービスの利用の制限 (第 7 条ないし第 9 条)
- 第 4 章 監査範囲 (第 10 条及び第 11 条)
- 第 5 章 当事者から金融サービス庁に対する報告の提出 (第 12 条ないし第 15 条)
- 第 6 章 AP 及び KAP の事務的管理 (第 16 条ないし第 25 条)
- 第 7 章 金融サービス庁における AP 及び KAP のリストの公表 (第 26 条ないし
第 30 条)
- 第 8 章 AP 及び KAP の自発的な登録取消し (第 31 条)
- 第 9 章 当事者に対する AP 及び KAP の独立性 (第 32 条及び第 33 条)
- 第 10 章 AP 及び KAP と金融サービス庁とのコミュニケーション (第 34 条及び第
35 条)
- 第 11 章 AP 及び KAP から金融サービス庁に対する報告の提出 (第 36 条ないし第
40 条)
- 第 12 章 金融サービス庁に対する AP 及び KAP の申請及び報告の提出媒体 (第 41
条ないし第 43 条)
- 第 13 章 AP 及び/又は KAP のサービスの利用に対する監督のフォローアップ (第
44 条ないし第 46 条)
- 第 14 章 雑則 (第 47 条)
- 第 15 章 経過規定 (第 48 条)
- 第 16 章 終則 (第 49 条及び第 50 条)